

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）の改正について



厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課
エイズ対策推進室

1. エイズ予防指針の改正のポイント
2. エイズ予防指針における自治体の役割等

1. 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正のポイント

【現状・課題】

我が国のエイズ発生動向について、新規H I V感染者・エイズ患者の報告数は平成25年をピークに近年は年間約1,000件前後で推移している。抗H I V療法の進歩により感染者等の生命予後は改善された一方、エイズを発症した状態でHIV感染が判明した者の割合は約3割を占めることが課題の一つであり、HIV感染の早期診断に向けた更なる施策等が必要である。

【対応（指針改正）方針】

HIV流行終息に向けて国連合同エイズ計画（UNAIDS）にて掲げている「**偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす**」ことを念頭に、将来的なケアカスケードにおける95-95-95目標^{※1}の達成を目指す。特に我が国においては、上記課題の改善に向けて各種施策に取り組む。

改正のポイントと内容

○ HIV・エイズ対策における基本的な人権の更なる尊重

（ポイント）

- 感染者等の基本的な人権として、**偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることを確保する。**

（指針の改正内容）

- 予防指針全体の構成を見直し、これまで第六に位置付けられていた「人権の尊重」を第一に位置付ける。
- 性に対する考え方等の多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセス改善に寄与するとの認識が重要である旨を記載。
- HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得（U=U^{※2}を含む）が十分でないこと等により、医療従事者や介護従事者等の診療やサービス提供等の拒否等も偏見・差別に当たると認識する必要がある旨記載。

○ 個別施策層のHIV感染症に係る実態把握等の継続・強化

（ポイント）

- 個別施策層（対策の実施において**特別な配慮を必要とする人々**）におけるH I V感染症に係る**実態把握**等を目的とした研究を継続するとともに、**エイズ施策のモニタリング体制を強化**する。

（指針の改正内容）

- UNAIDSが提唱しているエイズ施策の鍵となる人々（キーポピュレーション）をもとに、我が国における個別施策層について記載。
- 医療機関、研究班、NGO等と連携したエイズ施策のモニタリングの重要性を記載。

○ 複合的な対策による予防、検査・相談体制の強化

（ポイント）

- コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U = Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策**により、感染予防及び感染拡大の抑制を図る。加えて、H I V感染症に対する**曝露前予防（PrEP）**^{※3}等の感染予防に有用な手段について、更なる検討を進めることも重要である。

（指針の改正内容）

- U=Uへの理解を深め、一人一人が自己の感染状態を知り、早期に医療機関にかかり適切な治療を継続すれば、新規感染を抑えられる旨を記載。
- PrEPは、適切な使用により性的接触によるHIV感染に対する高い予防効果があるため、HIVの感染予防に有用な手段の一つとして記載。
- 早期診断につながる検査機会の確保のため、保健所等は利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討するよう記載。
- 継続的な検査後の相談及び陽性者支援のための相談の実施について記載。

○ 長期療養を見据えた医療体制の整備

（ポイント）

- 長期的な療養を要する患者の増加**を踏まえ、HIV感染症の診療について、**より地域に根ざした環境で提供**できる体制を構築する。

（指針の改正内容）

- 地域の医療機関間の機能分担による診療連携の充実を図り、包括的な体制を整えることについて記載。

※1 第一に感染者等が検査により感染を自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染させない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセスでいずれも95%以上を達成するという目標。

※2 Undetectable = Untransmittable. 治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性行為により他者に感染することはない。

※3 H I V感染症に対する曝露前予防。pre-exposure prophylaxis. 適切な服用により、性的接触によるHIV感染に対する高い予防効果が海外では報告されている。

2. エイズ予防指針における自治体の役割等

○HIV・エイズ対策における基本的人権の更なる尊重

感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受け
ることを確保することが重要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 改正（抄）

第一 人権の尊重

一 基本的考え方

国及び都道府県等は、感染者等が医療・福祉のみならず就学・就労に際し不利益を被ることがないように、医療機関、社会福祉施設、教育現場及び職場における偏見・差別の発生を未然に防止するための十分な教育・啓発を行うことが必要である。HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得等による偏見・差別の撤廃とともに、多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセスの改善に寄与することについても認識することが重要である。

※下線部はエイズ予防指針の改正で追記した文言

2. エイズ予防指針における自治体の役割等

○個別施策層のHIV感染症に係る実態把握等の継続・強化

個別施策層（対策の実施において特別な配慮を必要とする人々）におけるHIV感染症に係る実態把握等を目的とした研究を継続するとともに、エイズ施策のモニタリング体制を強化することが重要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 改正（抄）

第七 施策の評価及び関係機関との連携

一 基本的考え方

国は、継続的に研究班等から疫学情報及び統計情報の収集、エイズ施策に対するモニタリングを行うことで、本指針の改正に資する評価が可能になるよう努める必要がある。

また、**都道府県**は、**医療計画**や**予防計画**を活用し、**地域の実情**に応じて、**エイズ施策の目標等**を設定し、**実施状況等**を複数年にわたり評価するよう努める必要がある。

保健所を設置する市及び特別区においても、**都道府県が作成する計画を踏まえた予防計画**を活用し、**同様に努める必要**がある。

さらに、国及び**都道府県等**が総合的なエイズ対策の実施やモニタリングをするに当たっては、**医療機関、研究班、N G O等との連携が重要**である。

※下線部はエイズ予防指針の改正で追記した文言

2. エイズ予防指針における自治体の役割等

○複合的な対策による予防、検査・相談体制の強化

コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U = Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策に加えて、曝露前予防（PrEP）等の感染予防に有用な手段について、更なる検討を進めることが重要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 改正（抄）

第三 発生の予防及びまん延の防止

三 検査・相談体制

3 検査の利便性の向上

保健所等は、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査に加えて、利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討する。なお、実施には郵送検査等の検査精度の管理が適正に実施されること、検査に関する相談体制が確保されること、更なる検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげることが重要である。

※下線部はエイズ予防指針の改正で追記した文言

（参考）三 検査・相談体制 > 1 保健所等における検査・相談体制

都道府県等は、関係機関と連携し、受検者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査を行うことが重要である。

さらに、検査の結果、陽性であった者には、早期治療・発症予防の重要性を認識させるとともに、その機会を提供するため、適切な相談及び医療機関への紹介により、医療機関への受診に確実につなげることが極めて重要である。一方、陰性であった者についても、感染症予防の重要性を啓発する機会として積極的に対応することが重要である。

検査後においては、希望する者に対して、継続的な検査後の相談及び陽性者の支援のための相談を実施する等、相談体制の充実に向けた取組を強化することも重要である。

2. エイズ予防指針における自治体の役割等

○長期療養を見据えた医療体制の整備

長期的な療養を要する患者の増加を踏まえ、HIV感染症の診療について、より地域に根ざした環境で提供できる体制を構築することが重要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 改正（抄）

第四 医療の提供

一 基本的考え方

国及び都道府県は、抗HIV療法の進歩による予後の改善に伴う感染者等の増加及び高齡化に対応するため、地域の実情に応じて、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院と地域の医療機関間の機能分担による診療連携の充実を図り、一般の診療の中でも感染者等に対して適切な医療を提供する包括的な体制を整えることが重要である。また、都道府県は、医療計画や予防計画を活用しながら、総合的な医療提供体制の整備を重点的かつ計画的に進めるとともに、感染者等が主体の良質かつ適切な医療が居住地で安心して受けられるような基盤づくりを進めることが重要である。

※下線部はエイズ予防指針の改正で追記した文言